

## 審議案件に関する概要

平成29年2月9日第二部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	平成28年9月21日
担当部署	渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

## 1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所
株式会社エビス商会 代表取締役 米沢彰則	函館市末広町17番11号

## 2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	ツルハドラッグ函館的場店 函館市的場町20番1	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	①株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順 札幌市東区北24条東20丁目1番21	
(3) 新設日	平成29年9月1日	
(4) 店舗面積の合計	1,398m <sup>2</sup>	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	47台
	駐輪場の収容台数	13台
	荷さばき施設面積	24m <sup>2</sup>
	廃棄物保管施設容量	11m <sup>3</sup>
(6) 施設の運営方法	開店・閉店時間	開店時間 午前 7時00分 閉店時間 翌午前 0時00分
	駐車場の利用時間帯	自 午前 6時30分 至 翌午前0時30分
	駐車場の出入口数	出入口3箇所
	荷さばき時間帯	自 午前 6時00分 至 午後10時00分

### 3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 47台 ≤ 駐車場台数 47台			
	従業員駐車場等の整備	来客駐車場とは別に敷地内に 6台を確保			
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	13（駐輪場 13台、自動二輪 0台）			
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式、ゲート等なし			
	搬出入車両等の誘導	専用			
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組みます。</li> <li>・出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図ります。</li> <li>・繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保を図ります。</li> </ul>			
	交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保を図ります。</li> </ul>			
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として 10cm 以上の積雪が生じた場合に除雪を行います。</li> <li>・従業員駐車場・冬季堆雪場所や駐車場外周部に一時堆雪しますが、適時排雪を行なって必要駐車台数の確保に努めます。</li> </ul>			
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープン時にはチラシにより案内経路を周知するとともに、大規模な販売促進催事を行う際には交通整理員を配置して、交通安全の確保を図ります。</li> </ul>			
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベル予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	55dB	51dB	◎
		2	55dB	38dB	◎
	夜間の等価騒音レベル予測結果	3	55dB	39dB	◎
		予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	45dB	36dB	◎
		2	45dB	30dB	◎
		3	45dB	29dB	◎

#### 夜間の音源毎騒音レベル最大値予測結果

予測地点名	音源の種類	区域の区分	適用される規制基準値(夜間・dB)	予測結果(dB)	評価	
a1	空調機①	第2種区域	40	59	○	規制基準を超えますが直近の住居壁際a1'で33dB(規制基準40dB)です。
a2	冷凍機①	第2種区域	40	40	◎	規制基準を満足します。

a3	排気①	第2種区域	40	48	○	規制基準を超えますが直近の住居壁際a3'で34dB(規制基準40dB)です。
a4	排気②	第2種区域	40	48	○	a3'に合成
a5	排気③	第2種区域	40	48	○	a3'に合成
a6	排気④	第2種区域	40	48	○	規制基準を超えますが直近の住居壁際a6'で32dB(規制基準40dB)です。
a7	排気⑤	第2種区域	40	48	○	a6'に合成
a8	排気⑥	第2種区域	40	33	◎	規制基準を満足します。
c1	自動車走行音	第2種区域	40	55	○	規制基準を超えますが直近の住居壁際c1'で38dB(規制基準40dB)です。
c2	自動車走行音	第2種区域	40	42	○	規制基準を超えますが直近の住居壁際c2'で39dB(規制基準40dB)です。
d1	ドア開閉音	第2種区域	40	66	○	規制基準を超えますが直近の住居壁際d1'で40dB(規制基準40dB)です。
d2	ドア開閉音	第2種区域	40	43	○	規制基準を超えますが直近の住居壁際d2'で40dB(規制基準40dB)です。

評価欄 ◎：騒音レベルの最大値が敷地境界で満足

○：騒音レベルの最大値が直近住居壁際で満足。

※直近住居で予測する理由：直近住居が最も影響を受けると考えられるため。

騒音問題の一般的対策	・店舗社員や取引先に対して自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導を行ないます。
荷さばき作業等の対策	・搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組みます。
付帯設備・施設等の対策	・新設の室外機は最新の低騒音型を設置します。
青少年等の聚集等の対策	・営業終了後は駐車場出入口をチェーンバリカーで閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮します。
その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に午後 10 時以降及び午前 6 時以前には行いません。</li> <li>・夜間（午後 22 時 00 分から翌午前 0 時 00 分）は近隣地域への騒音低減のためバリカーで駐車場を部分閉鎖します。</li> <li>・万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図ります。</li> <li>・駐車場内にアイドリング停止や静かな駐車場利用をお願いする看板を設置して、近隣住宅に配慮するよう啓蒙します。</li> </ul>
(3)廃棄物等への配慮	指針による容量 7 m <sup>3</sup> 設置容量 1 1 m <sup>3</sup>

保管場所の位置、構造等	・廃棄物等保管施設は屋内に設け、飛散防止や美観・衛生面に配慮します。
運搬・処理対策	・廃棄物の分別を徹底し運搬時の引き取り作業の迅速化を図ります。
減量化、リサイクル等	・廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努めます。
調理臭、悪臭の飛散防止	・生ごみ等は屋内の廃棄物等保管施設に密閉して保管し、悪臭の発生を防ぎます。
その他の対応方策	・店舗運営責任者(店長など)との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じます。
(4)街並みづくり等への配慮	・当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう調和を図ります。・屋外広告物の設置に際しては法令等を遵守します。
(5)防災対策への配慮	・地方公共団体等から災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行います。
(6)防犯対策への配慮	・夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図ります。
(7)関係行政機関との協議状況	
北海道函館方面函館中央警察署交通第一課	平成 28 年 7 月 1 日 <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書案を提出して計画概要を説明する。</li> <li>・「通学路の状況を把握して報告するように。</li> <li>・搬入口は道路 から直接バックになるので助手等が誘導するように。</li> <li>・日乃出 1 号線の出入口は 1 箇所に出来ないか。</li> <li>・早朝の通勤通学時間帯の営業時には交通整理員で安全確保するか看板等で強く注意喚起するように。</li> <li>・出入口①は右折出庫しないよう案内してほしい。</li> <li>・駐車場外周部はバリカーとして歩行者保護と営業時間外の駐車場管理をするように。」</li> </ul> <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路を調査して報告する。</li> <li>・搬入車両入庫時は助手又は店舗社員が誘導して安全確認する。</li> <li>・日乃出 1 号線の出入口は 1 箇所にする。</li> <li>・各駐車場出入口に通学路注意・一旦停止の表</li> </ul>

		<p>示を設けて注意喚起する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・繁忙日には交通整理員により誘導する。</li> <li>・出入口①は右折出庫禁止の案内をする。</li> <li>・駐車場外周部はバリカー設置し各出入口はチーンバリカーで夜間閉鎖する。</li> </ul>
北海道警察本部交通部交通規制課		<p>平成 28 年 9 月 5 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書案を提出して計画概要を説明する。 とくに指摘事項はなかった。</li> </ul>
函館市	経済部商業振興課	<p>平成 27 年 7 月 1 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書案を提出して計画概要を説明する。 「関係各課に説明するように。」とのことであった。関係各課に説明する。</li> </ul>
	都市建設部 都市計画課	<p>平成 28 年 7 月 4 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書案を提出して計画概要や警察協議内容を説明する。「駐車場法の技術基準を遵守するように。 また基準に係わる主要寸法を記載した図面を後日提出するように。」とのことであった。</li> <li>・駐車場法の技術基準を遵守し、必要な図面を提出する。</li> </ul>
	環境部環境対策課	<p>平成 28 年 8 月 5 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書案を提出して計画概要を説明する。</li> <li>・とくに指摘事項はなかった。</li> </ul>
	環境部環境推進課	<p>平成 28 年 8 月 5 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書案を提出して計画概要を説明する。</li> <li>・とくに指摘事項はなかった。</li> </ul>
	教育委員会学校 教育部保健給食課	<p>平成 28 年 8 月 5 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書案を提出して計画概要を説明する。 「近隣には学校が多く通学児童の安全に配慮するように。 ・通学路情報を各学校に確認して用意する。」 のことであった。</li> <li>・駐車場出口に通学路を注意喚起する表示を設置する。校区小中学校に説明する。</li> </ul>
	市民部 くらし安全課	<p>平成 28 年 8 月 26 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書案を提出して計画概要や警察指導内容等を説明する。</li> <li>・とくに指摘事項はなかった。</li> </ul>
	市民部交通安全課	<p>平成 28 年 8 月 26 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書案を提出して計画概要や警察指導内容等を説明する。</li> </ul>

		・とくに指摘事項はなかった。
函館市立 千代ヶ岱小学校	平成 28 年 8 月 5 日 計画概要を説明し、工事着手時前に改めて工事スケジュール等の情報提供をすることとする。	
函館市立 的場中学校	平成 28 年 8 月 5 日 計画概要を説明し、工事着手時前に改めて工事スケジュール等の情報提供をすることとする。	
函館市立 金堀小学校	平成 28 年 8 月 5 日 計画概要を説明し、工事着手時前に改めて工事スケジュール等の情報提供をすることとする。	
函館市立 高盛小学校	平成 28 年 8 月 26 日 計画概要を説明し、工事着手時前に改めて工事スケジュール等の情報提供をすることとする。	
函館市立 光成中学校	平成 28 年 8 月 26 日 計画概要を説明し、工事着手時前に改めて工事スケジュール等の情報提供をすることとする。	
道路管理者	函館市 土木部管理課	平成 28 年 7 月 1 日 届出書案を提出して計画概要を説明する。「日乃出 1 号線は出入口 1 箇所が望ましい。概ね問題ないと思われるが 24 条申請前に詳細を協議のこと。」とのことであった。 駐車場出入口について早めに協議し指導に従って申請・施工する。
その他関係機関		

#### 4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	なし
(2) 住民等の意見	なし

#### 5. 道（渡島総合振興局連絡調整会議）の意見

##### 【環境生活課意見】

北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、特定駐車場（駐車場面積が500m<sup>2</sup>以上）の設置者は利用者に対し、アイドリングストップを行うよう、その旨を表示した看板等の設置が必要です。